

令和5年6月19日

令和 5 年 6 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時

令和5年6月19日

午後2時00分

2. 場 所

能代市役所 二ツ井町庁舎 大会議室

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	飯坂 司	11	佐々木博子
		12	安井 鐘美
3	大鐘 正彦	13	福司 貴徳
4	佐々木 力	14	大高 清勝
5	熊谷 治	15	佐藤 敏彦
6	渡部 正人		
7	金谷 和美	17	袴田 謙
		18	高橋 英敏
9	舩谷 雅弘	19	平川 義市
10	菊地 勝美		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2	工藤 次雄	16	工藤 玲子
8	小川 繁		

5. 事務局出席者

職 名	氏 名
事 務 局 長	川 崎 武 信
係 長	長 谷 川 直 人
行政専門員	今 井 一 晴

<p>6. 案 件 議 案 番 号</p> <p>1 8 1 9 2 0 2 1 2 2 報告事項 1 報告事項 2</p>	<p>農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>農地法第 4 条の規定による許可申請について</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>農用地利用集積計画について</p> <p>能代農業振興地域整備計画の一部変更に対する意見聴取について</p> <p>農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について</p> <p>地目変更登記に係る照会に対する回答について</p>
<p>7. 会議の概要</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>(開 会)</p> <p>ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 議席番号 2 番 工藤 次雄 委員、8 番 小川 繁 委員、1 6 番 工藤 玲子 委員の 3 名です。 1 9 名中 1 6 名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、平川会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。</p> <p>それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようですので会議を進めます。 次に、議事録署名委員の選出ですが、慣例に従い当方より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号 1 2 番 安井 鐘美 委員と議席番号 1 3 番 福司 貴徳 委員の両名をお願いします。</p> <p>それでは、議案第 1 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を願います。</p> <p>議案第 1 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の提出があったた</p>

め、承認するため提案します。

申請内容は、所有権移転が4件で、譲渡人が4人、譲受人が4人です。申請土地の面積は、田が15,757㎡です。賃借権の設定は3件で、賃貸人が3人、賃借人が3人で、申請土地の面積は田が19,998㎡です。

次のページをお願いします。

内容については、主なものをご説明します。

整理番号1は所有権移転で、申請土地は大森字大森台■■■■■■地目は田で面積の合計は■■■■■■譲渡価格は■■■■■■移転事由は後継者への一括贈与となっています。

整理番号5は賃借権の設定で、申請土地は字苅附場■■■■■■地目は田で面積の合計は■■■■■■10a当たりの賃借料は■■■■■■申請事由は経営拡張、賃借期間は10年間となっています。

説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について、意見を付すためご提案いたします。

農地転用許可申請は、1件、1筆で、申請土地の面積は、畑が■■■■■■です。

6ページをお願いします。

整理番号1 申請地は、臈渕字古川反■■■■■■地目は畑、面積は■■■■■■です。申請事由は一般住宅で、農地区分は、申請地は用途地域が第1種住居地域に指定されておりますので第3種農地です。

申請地の位置は7ページです。申請地は、東中跡地の東側に位置しており、周囲の状況は、南側が市道、北側、東側は申請者が所有する畑、西側にはアパートが建設されておりますが、こちらも申請者の所有地となっております。

土地の利用計画は、8ページです。

今回は、申請者が自分の子の家を建設しようとするというものです。事業計画では盛土はなく、給水は市道から上水道を引き込み、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続します。雨水は既存の道路側溝へ流すこととしております。

事業費は [REDACTED] 事業費が確保されていることを確認しております。

説明は以上です。

議長 本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。

飯坂司委員 6月5日(月)、現地調査班 第1班 9番 舛谷 雅弘 委員、事務局2人と私の4人で現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

整理番号1の現地は、耕作されていない畑で境界は明確で、事前着工は、ありませんでした。

申請地の東側の隣接地は、北側と東側が所有者の畑、西側が宅地で、南側が道路となっており、周辺の土地へ支障がない計画であることを確認してきました。

以上、ご報告いたします。

議長 事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。
それでは、質疑に入ります。何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について、意見を付すためご提案いたします。

農地転用許可申請は、3件で、いずれも所有権移転で、譲渡人、譲受人とも3人です。申請土地の面積は、田が254㎡、畑が2,250㎡で合計2,504㎡です。

10ページをお願いします。

整理番号1 申請地は、河戸川字砂崎 [REDACTED] 地目は畑、面積は [REDACTED] [REDACTED] 価格は [REDACTED] です。申請事由は資材置場で、農地区

分は、申請地の周囲は宅地化が進んでおり、工場や事業所が連たんしていることから、第3種農地と判断しております。

申請地の位置は11ページです。申請地は、秋田県銘木センター社有地の南側に隣接しております。

土地の利用計画図は、12ページです。申請地は図面上、2筆に分かれている土地の右側の土地で現在、耕作されていない畑となっております。

申請地の周囲の状況ですが、北側、南側、東側とも工場や事業所に囲まれており、西側は譲渡人が所有する山林となっておりますが、西側の山林につきましても、資材置場の用地として譲受人に売却することとなっております。

申請人である譲受人は、土木建設会社を経営しており、工事量の増加により仁井田にある既存の資材置場が手狭になっていることから申請地に新たに資材置場を設けようとするものです。

事業計画では盛土はなく、給水設備の設置の予定はなく、汚水、生活雑排水の発生もありません。雨水は自然流下させます。

事業費は[]事業資金が確保されていることを確認しております。

整理番号1の説明は以上です。

10ページをお願いします。

整理番号2 申請地は、落合字上前田[]地目は田、面積は[]です。価格は[]申請事由は、一般住宅です。農地区分は、申請地は用途地域が第1種住居地域に指定されていることから第3種農地です。

申請地の位置は13ページです。申請地は、落合字上前田のツルハドラッグ能代北店の北東約100mに位置しております。

土地の利用計画図は、14ページになります。申請人である譲受人は、現在、借家住まいで、申請地に自己の住宅を建てようとするものです。申請地の周囲の状況は、北側と東側には市道が通っており、南側は宅地で住宅が建っており、西側は譲渡人が所有する長年耕作されていない田となっております。

事業計画では、盛土は行わず、給水は市道を通っている給水管から上水道を引き込み、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続します。雨水は自然流下させることとしております。事業費は[]事業資金を確保できることを確認しております。

整理番号2の説明は以上です。

10ページをお願いします。

整理番号3 申請地は、朴瀬字村下大川反[]地目は畑で、申請土地の面積は[]価格は[]申請事由は、駐車場です。農地区分については、申請地は、他の農地区分に該当しない農地であって、隣接地に農地はなく、生産性の低い小規模の農地であることから第2種農地と判断しております。

15ページをお願いします。申請地は、朴瀬の集会所から50mほど東側に立地しております。周囲の状況は、南側は県道が通っており、北側は杉が

生い茂る傾斜地になっており、西側は登記地目は宅地ですが、現況は雑木林となっており、東側は申請人である譲受人の事業用駐車場となっております。

土地の利用計画図は、16ページになります。譲受人は申請地の近くで車の販売、修理業を営んでおり現在使用している駐車場が手狭になったため、申請地に駐車場を設けようとするものです。申請地の東側は譲受人が平成25年と29年に農地転用許可を得て、駐車場に転用しており、今回は駐車場用地を拡張しようとするものです。

事業計画では、盛土は行わず、敷地全体に砕石を行います。給排水設備は予定しておらず、雨水は自然流下させることとしております。

事業費については、事業資金が確保されていることを確認されております。

議案第20号の説明は以上です。

議長 本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。

飯坂司委員 6月5日(月)、議案第19号と同様のメンバーで現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

整理番号1の現地は、耕作されていない畑で境界は明確で、事前着工は、ありませんでした。隣接地は西側が譲渡人所有の山林となっており、北側、東側、南側は事業所用地で、周辺の土地へ支障がない計画であることを確認してきました。

整理番号2の現地は、耕作されていない田で境界は明確で、事前着工は、ありませんでした。申請地の西側も申請地と同様に、耕作されていない田で雑草が生い茂っておりました。北側と東側は道路、南側は宅地で、周辺の土地へ支障がない計画であることを確認してきました。

整理番号3の現地は、耕作されていない畑で境界は明確で、事前着工は、ありませんでした。申請地の東側が過去に農地転用許可済みの駐車場になっており、北側と西側は山林となっておりました。周辺の土地へ支障がない計画であることを確認してきました。

以上、ご報告いたします。

議長 事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。
それでは、質疑に入ります。何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しま

した。

議長 次に議案第21号 農用地利用集積計画についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第21号 農用地利用集積計画の提出があったため、承認するため提案します。

申請内容は、所有権移転が1件で、譲渡人が1人、譲受人が1人です。申請土地の面積は、田が9,100㎡、畑が1,450㎡です。利用権の設定は2件で、賃貸人が2人、賃借人が2人、転借人が1人で、申請土地の面積は田が16,025㎡、畑が3,617.50㎡です。

次のページをお願いします。

内容についてご説明します。

整理番号1は所有権移転で、申請土地は河戸川字式ノ沢[]地目は田と畑で面積の合計は[]譲渡価格は[]移転事由は贈与となっています。

整理番号2は利用権の設定で、申請土地は切石字下畑[]地目は田と畑で面積の合計は[]10a当たりの賃借料は[]設定事由は経営拡張、賃借期間は6年間となっています。

次のページをお願いします。

整理番号3は中間管理権で、申請土地は小掛字下悪戸[]地目は田で面積の合計は[]10a当たりの賃借料は[]設定事由は農地中間管理権、賃借期間は10年間となっています。

説明は以上です。

議長 それでは、質疑に入りますが、議事参加がありますので、整理番号2番を先議します。

15番 佐藤 敏彦 委員は暫時ご退席願います。

(佐藤委員退席)

議長 整理番号2番について何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。

整理番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

(佐藤委員着席)

議長 佐藤 敏彦 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。

次に、他の案件について質疑を行ないます。何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、議案第22号 能代農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見の聴取についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第22号 能代農業振興地域整備計画の一部変更について、市長から意見を求められましたので、意見を付すためご提案いたします。

意見を求められた件数は、農用地区域への編入が1件で、筆数43筆、面積は田が10,624.91㎡、畑が9,164㎡、原野が122㎡、計19,910.91㎡です。

22ページをお願いします。

整理番号1、編入する土地は二ツ井町麻生字上ノ野 XXXXXXXXXX
申請事由は農地中間管理機構関連農地整理事業の実施に伴い、農用地区域への編入が必要なためとされております。

意見聴取の経緯については、二ツ井町麻生地区で実施されるほ場整備事業において、事業の実施主体である二ツ井町土地改良区からこの度、能代市長に農用地への編入の申請がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、市長が農業委員会の意見を聴取するものです。

編入しようとする場所について、24ページをお願いします。

図面上、網線で表示する3か所は、これまで農用地区域に入っていない土地でしたが、今後、圃場整備を行うことから、農用地区域に含めようとするものです。25ページと26ページに編入箇所の詳細図を示しております。

今回は、編入については、今後農業振興を図っていく上で適切な区域であるかという観点から意見を提出することになります。

説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたが、みなさんから何かご意見等ありません

か。

佐藤敏彦委員 周辺は農用地域になっているが、申請土地は、なぜ今まで農用地域になっていなかったのか。

事務局 旧二ツ井町の時から農用地域に入っておらず、理由は不明です。

議長 他にご意見等ありませんか。

(なしの声)

議長 ご意見等がないようですので、採決に入ります。
議案第22号について、異議なしの意見とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は異議なしの意見とすることに決しました。

議長 次に、報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

(説明省略の声)

議長 説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議が無いようですので説明を省略させていただきます。
報告事項でありますのでご了承願います。

議長 次に、報告事項2 地目変更登記に係る照会に対する回答についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

(説明省略の声)

議長 説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議が無いようですので説明を省略させていただきます。
報告事項でありますのでご了承願います。
続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。

事務局

・今後の行事予定について

議長

委員のみなさん方から何かありませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午後2時30分

議長

議事録署名委員

12番

13番